

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

令和2年7月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2019年度:1,181箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度:86%)とすることを目指す。



日用品等の販売



ガソリンスタンドの運営



産直市場の運営



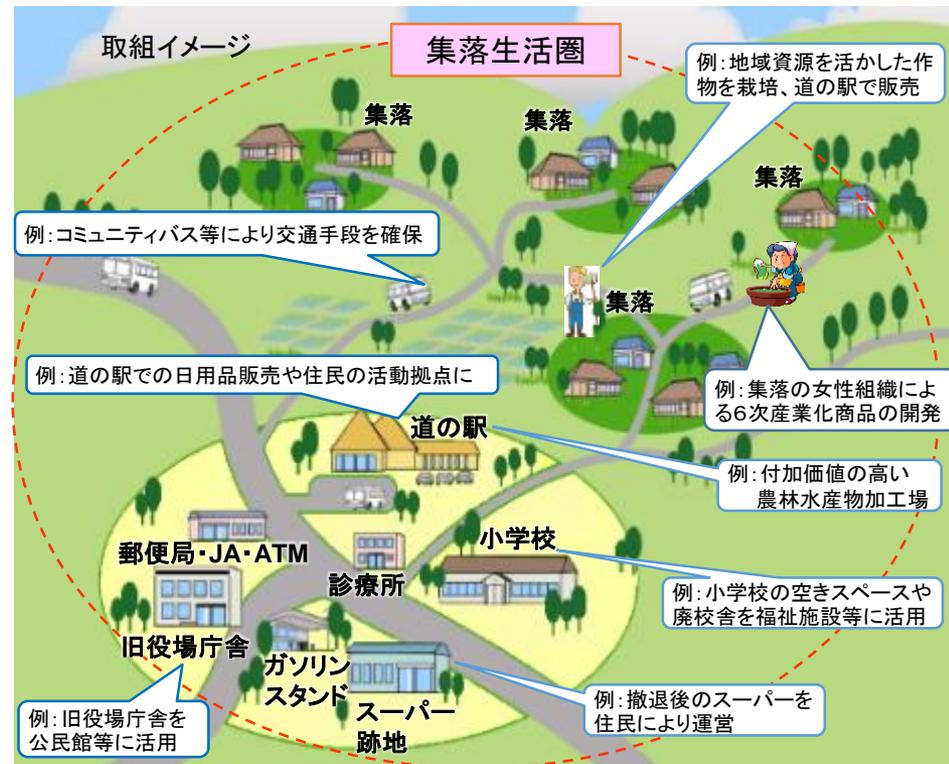
カフェ・サロンの運営



移動手段の確保(公共交通)



買い物代行・宅配・見守りサービス



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保**(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実****②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）****i 「小さな拠点」の形成の推進**

地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとともに、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を促進する。その際、「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるに当たっては、人口減少や高齢化を踏まえ、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワーク機能の強化、郵便局や農業協同組合など地域内外の多様な組織との連携を促進するとともに、関係人口の創出・拡大の取組と連携するなど、総合的かつ分野横断的な展開を図る。

【重要業績評価指標】

■ 「小さな拠点」の形成数：1,800箇所（2024年度）

■ 「小さな拠点」の形成数に対する地域運営組織が形成されている比率 90%（2024年度）

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

(3) 地域コミュニティの維持・強

「ごちゃまぜ」の地域コミュニティづくりを推進する各種施策の展開に加え、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援する。あわせて、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。

【重要業績評価指標】

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）

■生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に

取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

第3章 各分野の政策の推進

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

① 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

地方都市生活圏においてはコンパクト・プラス・ネットワーク等の推進や、地域交通の維持・確保に取り組むとともに、集落生活圏においては小さな拠点の形成等を推進することで、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保し、訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくる。

【具体的取組】

(b) 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

・地域の自立共助の運営組織の形成や「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用、遠隔でも参加できる関係人口の参画などの取組を支援する。また、コンパクトシティ施策の取組とも整合性を図りつつ、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域においてモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。さらに、地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立など分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局地域交通課、国土政策局地方振興課、海事局内航課）

・過疎地域をはじめとした条件不利地域において、「小さな拠点」の形成に向けて、住民の生活支援やなりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の期限切れを控え、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。

（総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室、厚生労働省老健局振興課）

・「道の駅」第3ステージとして、子育て応援施設や外国人観光案内所などの福祉、観光等に関する機能や広域的な復旧・復興活動の拠点としての防災機能を強化することにより、地方創生を推進する。

（国土交通省道路局企画課）

・地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が農業協同組合などの地域の事業者団体と連携しつつ地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課）

・郵便局と地方公共団体等との連携を促進する一環として、ICTを活用した事例の全国展開を推進し、新たな分野における地域課題解決の事例を創出する。

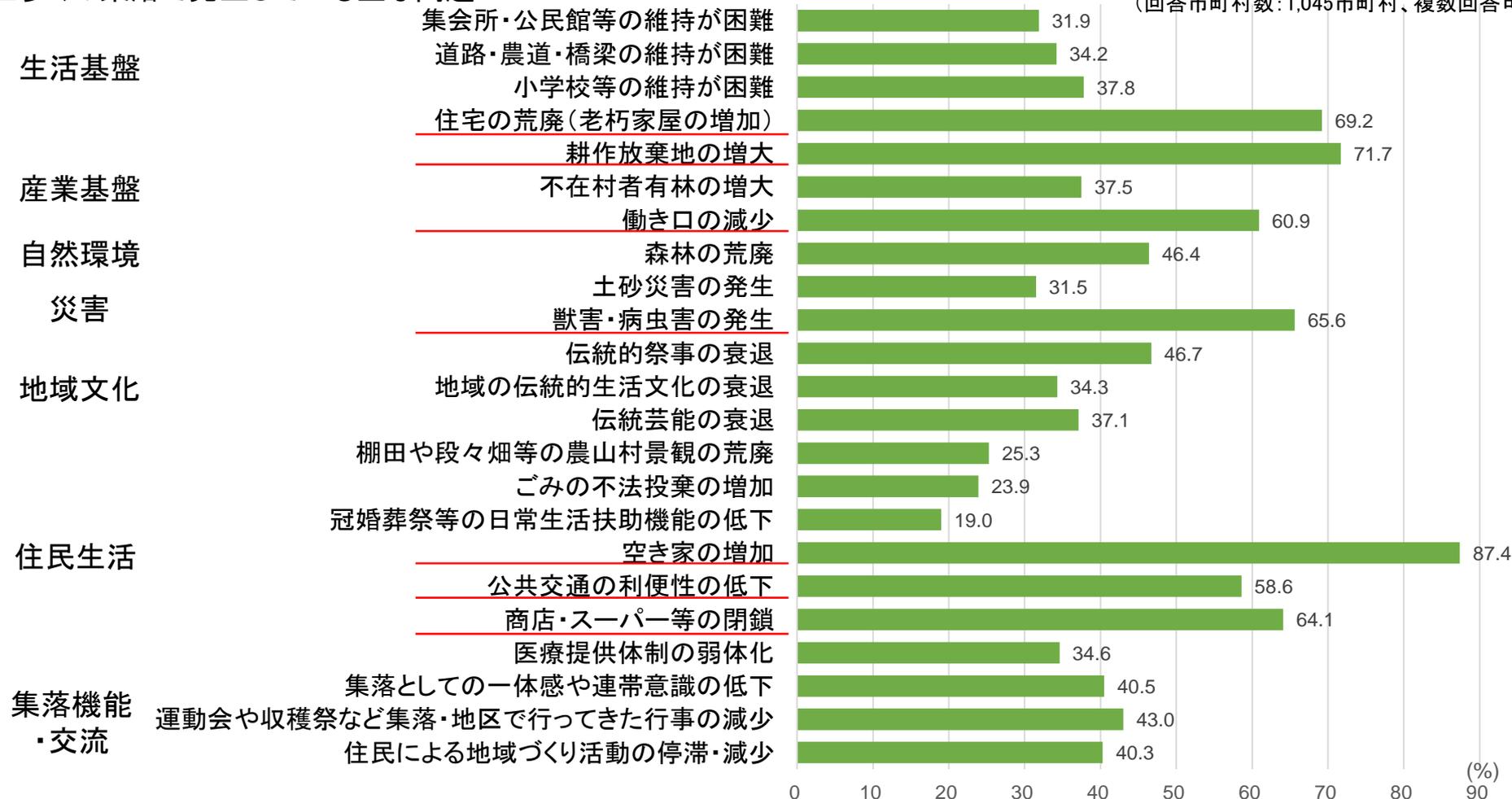
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

■ 多くの集落で発生している主な問題

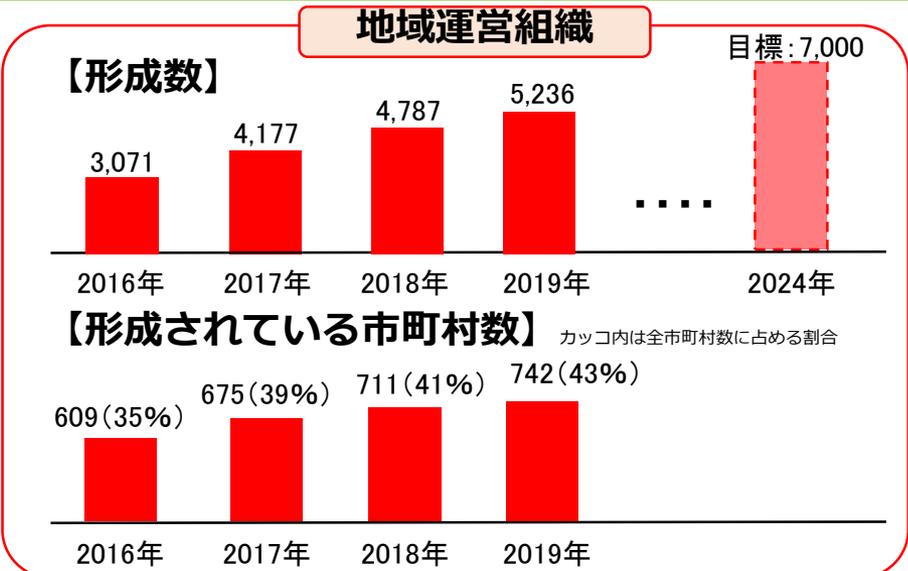
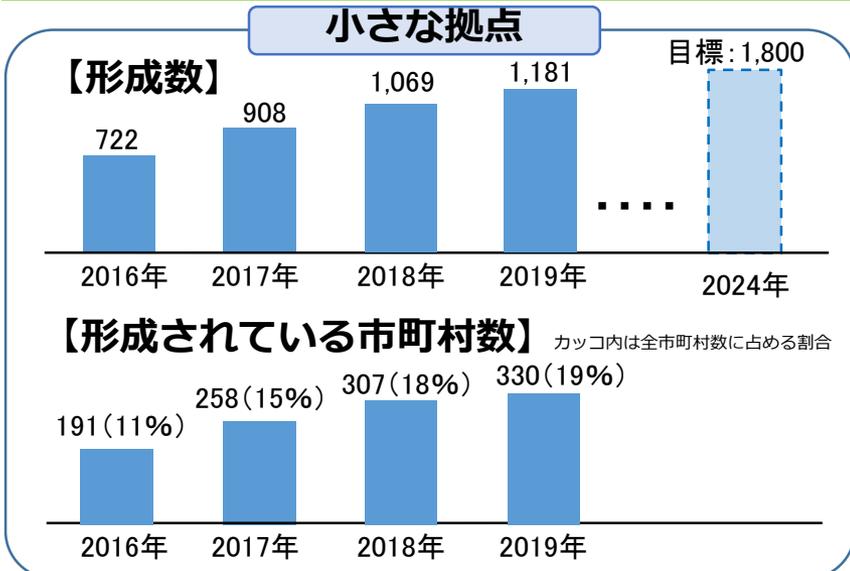
多くの集落で発生している問題として市町村が挙げたものについて集計
(回答市町村数:1,045市町村、複数回答可)



出典:「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(令和2年3月国土交通省、総務省)

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	239 (過疎関係市町村の29%)	91 (非過疎市町村の10%)	330 (全市町村の19%)
	形成数	937	244	1,181
地域運営組織	市町村数	376 (過疎関係市町村の46%)	366 (非過疎市町村の40%)	742 (全市町村の43%)
	形成数	2,473	2,763	5,236

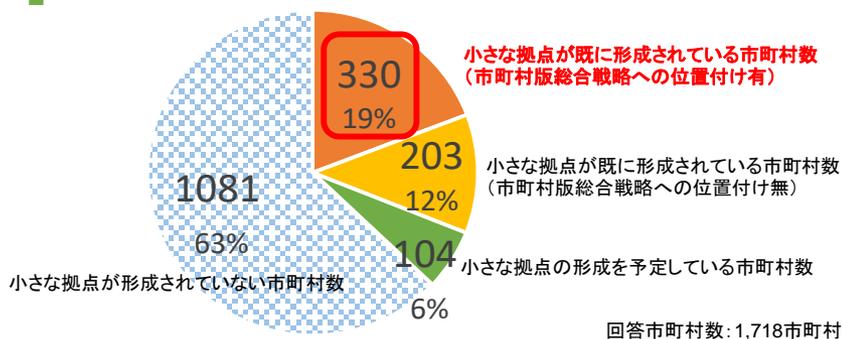
※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 令和28年度～令和元年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、
 令和元年度 地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(総務省地域力創造グループ地域振興室)、
 平成28年度～平成30年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)、
 過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

小さな拠点づくりに関する実態（内閣府調査）

- 回答のあった市町村のうち、約31%にあたる533市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は330市町村（約19%）あり、**全国で1,181箇所**（2018年度：1,069箇所）の小さな拠点が形成
- 1,181箇所のうち、86%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況

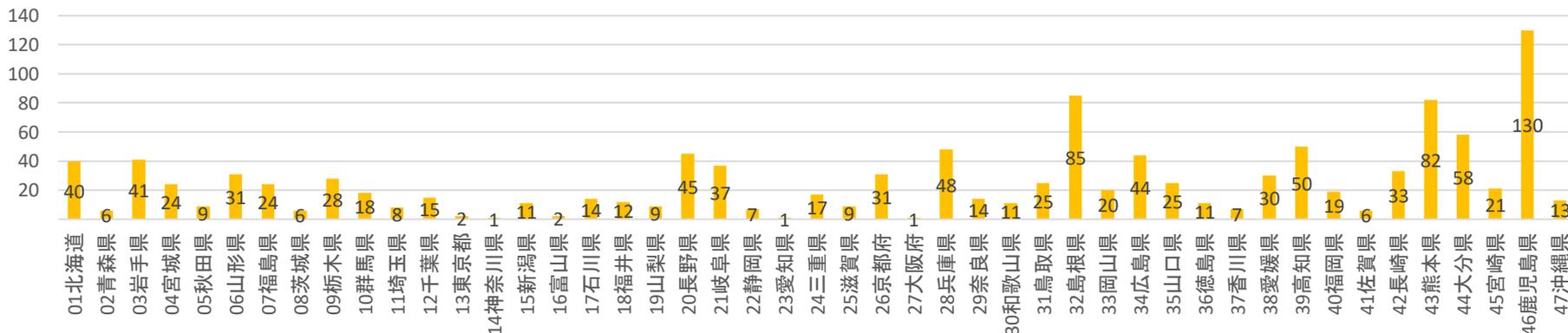
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所について集計）

地域運営組織の有無



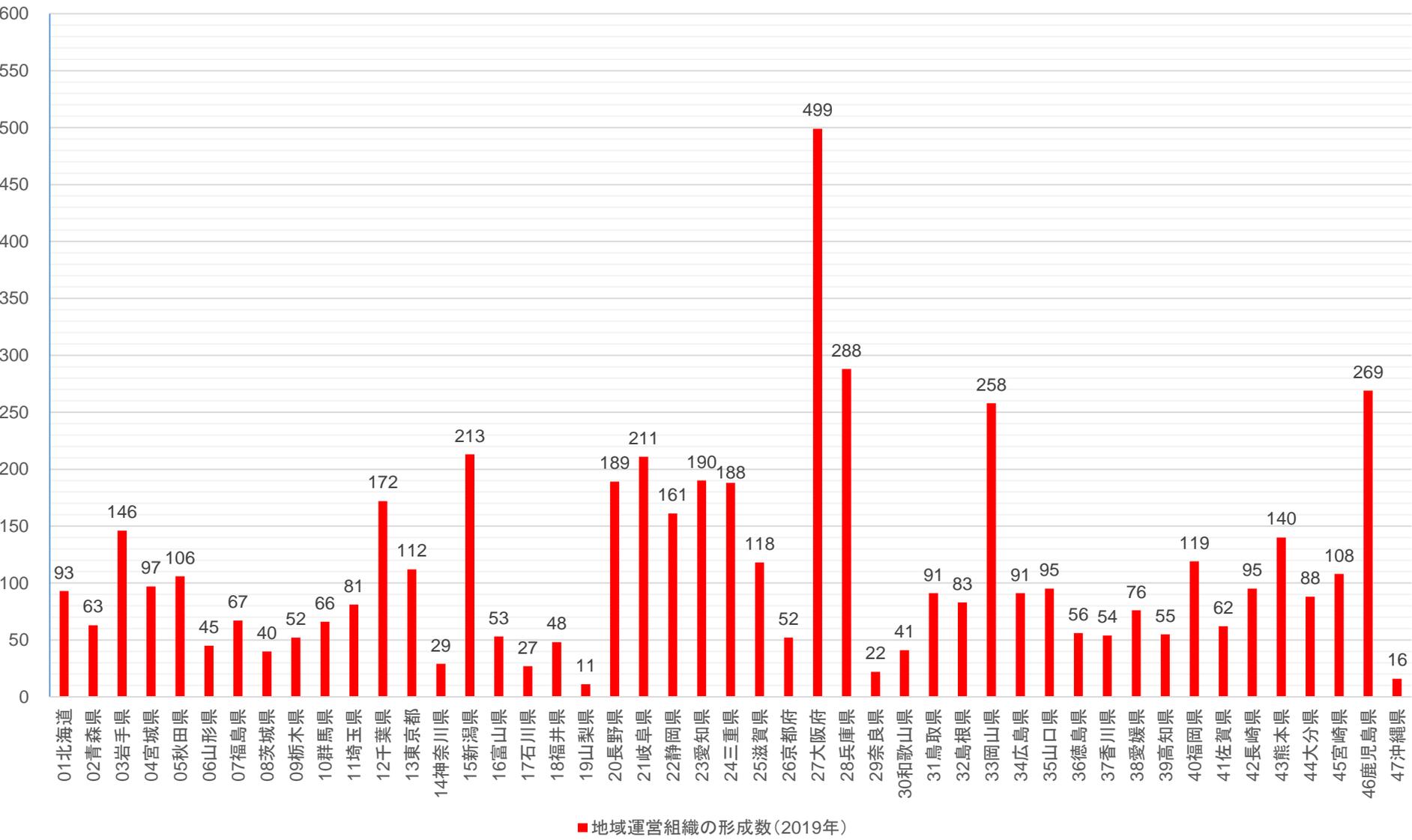
都道府県別の小さな拠点の形成状況

（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所の内訳）



出典：内閣府「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和元年9月） https://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/2019/index.html

都道府県別 地域運営組織の形成数



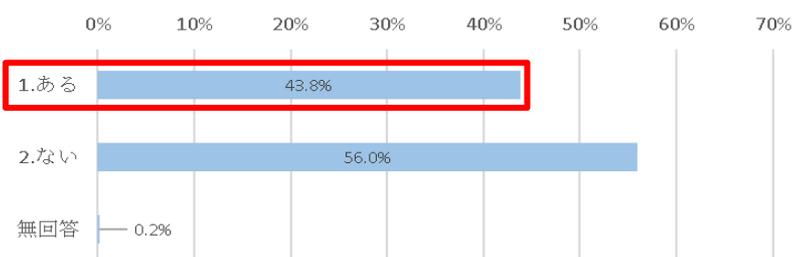
■ 地域運営組織の形成数(2019年)

出典：地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(令和2年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

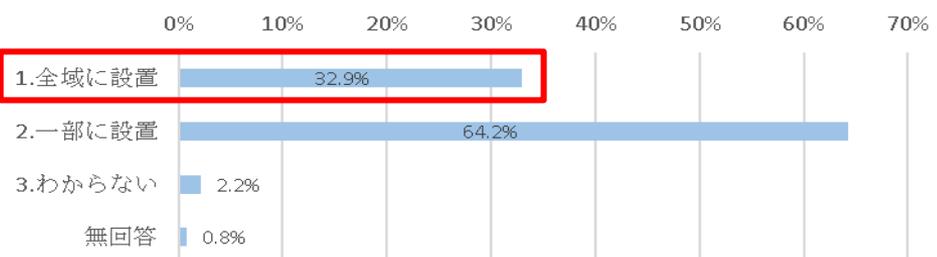
地域運営組織に関する実態

- 総務省の調査によると、有効回答1,694市町村中の742市町村(43.8%)で地域運営組織が組織されている。組織数は全国で5,236団体
- 地域運営組織が組織されている742市町村のうち、市町村の全域に設置されている市町村は**32.9%**
- 地域運営組織の活動範囲については、小学校区が**48.3%**と最も多い

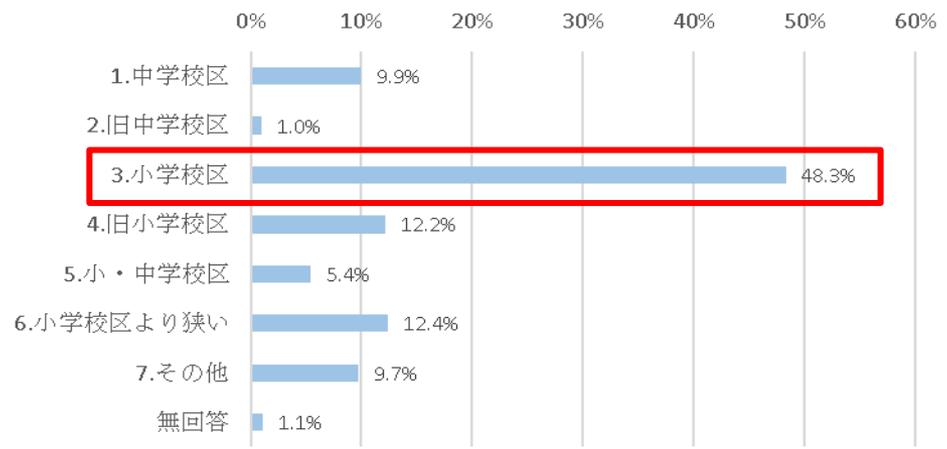
■ 地域運営組織の有無 (有効回答: 1,694市町村)



■ 地域運営組織の設置状況 (地域運営組織のある市町村数: 742市町村)



■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性 (地域運営組織数: 5,236団体)

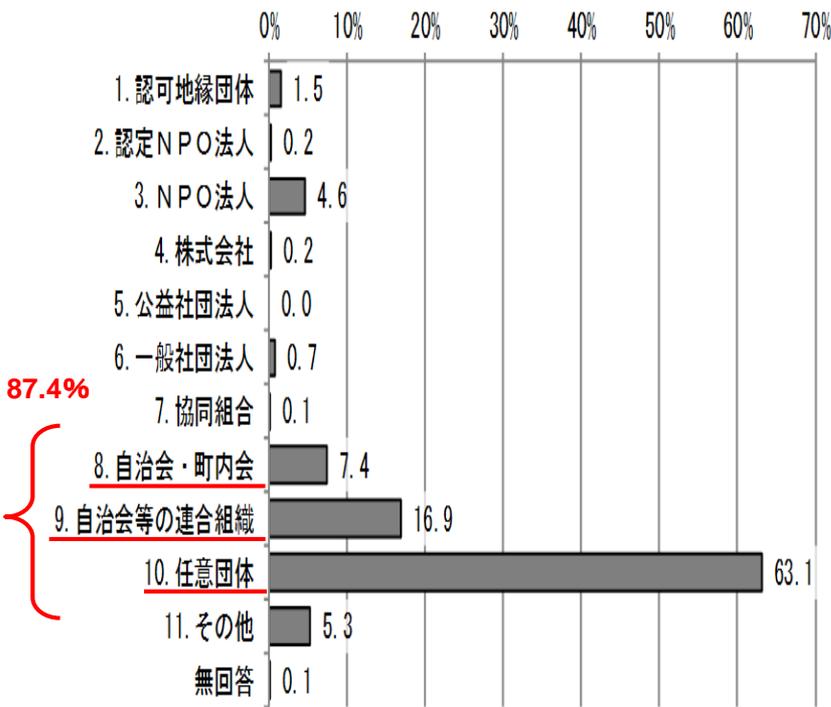


出典:「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」(令和2年3月総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

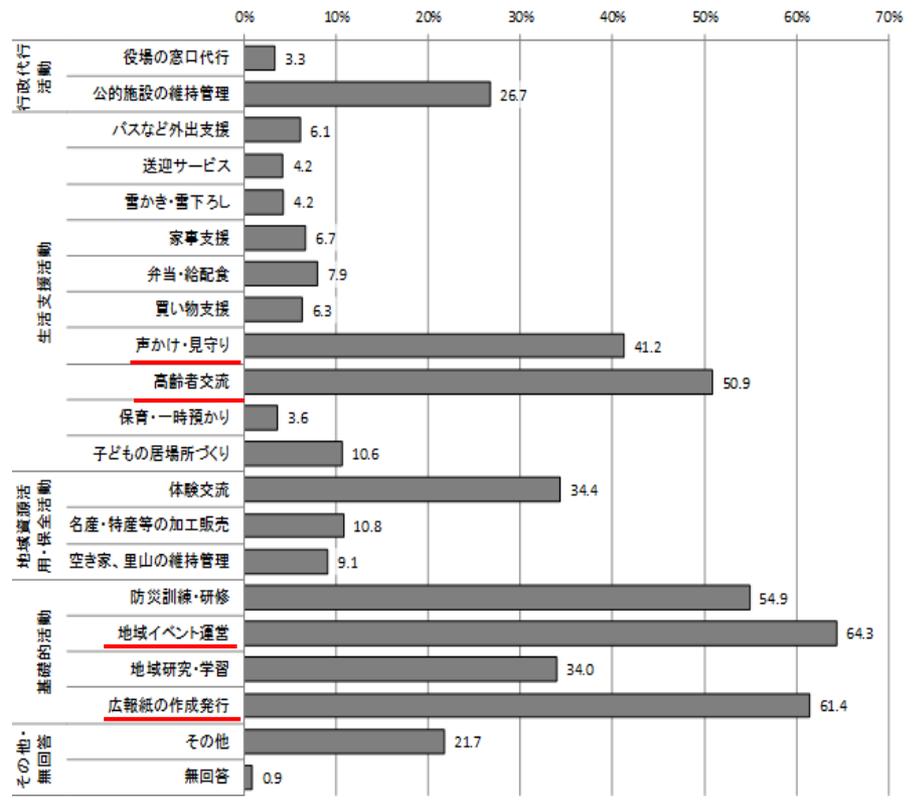
地域運営組織に関する実態

○地域運営組織の組織形態については、自治会・町内会を含め**任意団体が87.4%**
 ○活動内容については、生活支援活動としては、「**高齢者交流**」(50.9%)が最も多く、次いで「**声かけ・見守り**」(41.2%)となっている。
 ※そのほかの取組としては、「地域イベント運営」(64.3%)、「広報誌の作成発行」(61.4%)といった活動が多い。

■地域運営組織の組織形態 (地域運営組織数:5,236団体)



■実施している活動内容 (地域運営組織数:5,236団体)

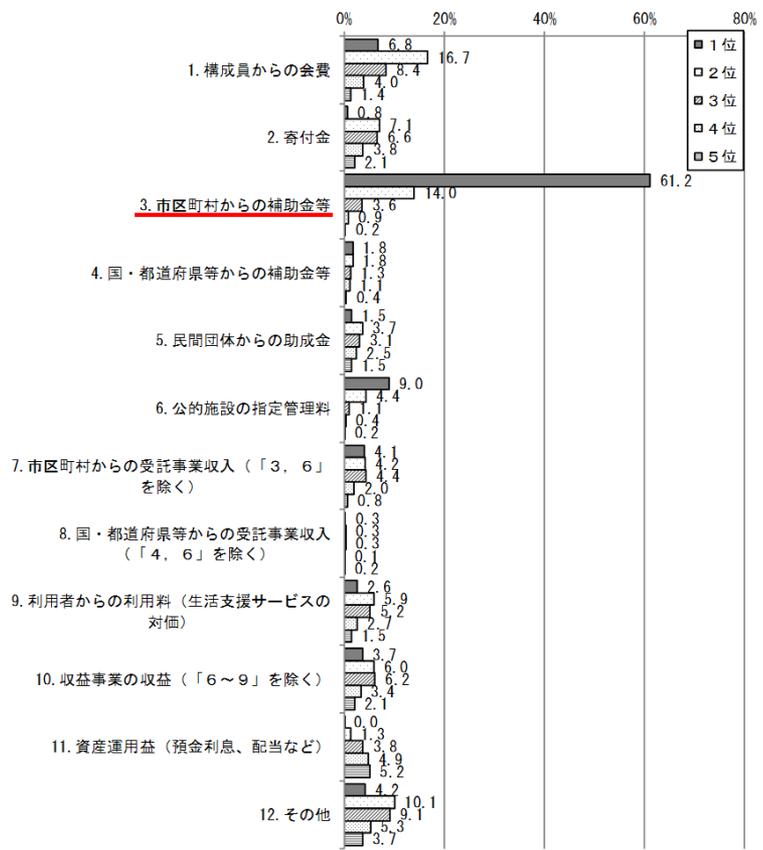


出典:「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」(令和2年3月総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

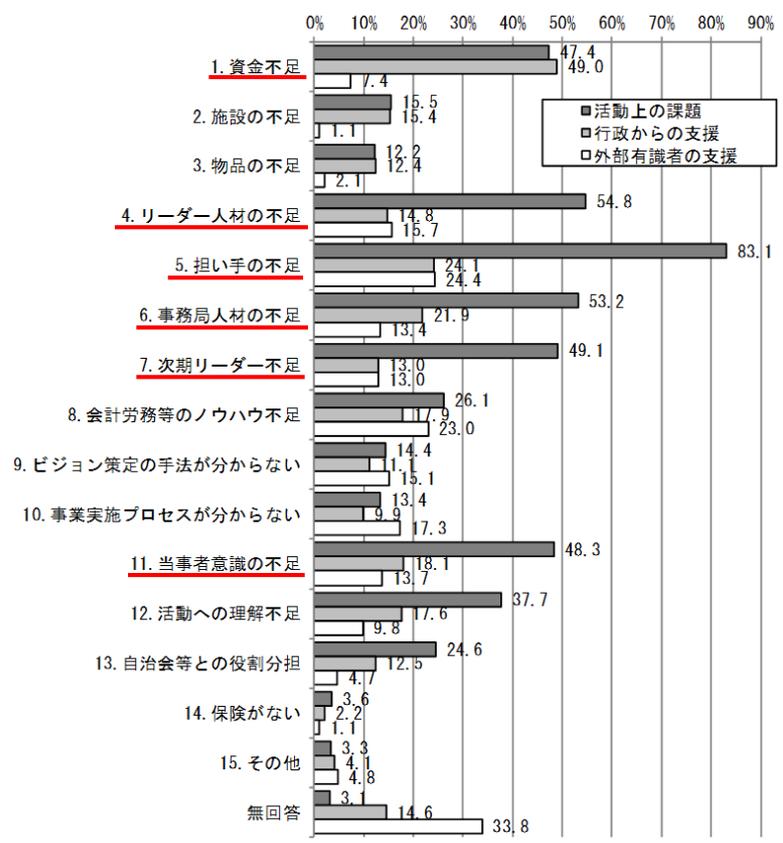
地域運営組織に関する実態

○主要な収入源は、「市区町村からの補助金等」が最も多い
 ○継続的に活動していく上での課題として、「担い手の不足」が**83.1%**となり、その他も人材の不足に関する課題や、当事者意識の不足、資金不足が多い

■ 地域運営組織の主要収入源 (地域運営組織数:5,236団体)



■ 継続的に活動していく上での課題 (地域運営組織数:5,236団体) (複数回答)



出典:「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」(令和2年3月総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

行政の支援例

【ポイント】

- ・ 地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政（市町村）の支援が必要不可欠
- ・ 地域づくりのパートナーとして地域課題の解決にむけ協働して取り組むことが有効

体制の確立

- ・ 支所も含め市町村役場内に地域支援の体制・組織を設置
- ・ 各地域担当職員の配置による地域との総合的な対応の実施
- ・ 地域でのワークショップ開催への市町村の積極的な関与・支援



- ✓ 地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、全庁的に支援
- ✓ 地域運営組織の立ち上げや持続的な運営をサポート

活動拠点・資金の確保

- ・ 公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理委託
- ・ 各種協議会等への個別委託事業（交通安全、青少年育成、保険指導、環境美化等）を一括化
- ・ 従来の個別補助金を統合し、活動運営資金のための補助金・交付金により支援



- ✓ 指定管理等により活動拠点を確保
- ✓ 事務局員の人件費も含め、行政からの支援（指定管理料や交付金等）により、資金を確保
- ✓ 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるように

人材育成・確保

- ・ 都道府県による市町村職員や住民への研修 ・ 市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・ 地域おこし協力隊や集落支援員の活用 ・ 地域運営組織同士の学び合いの場の開催

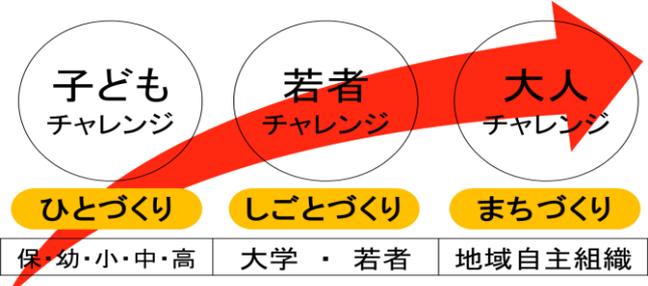
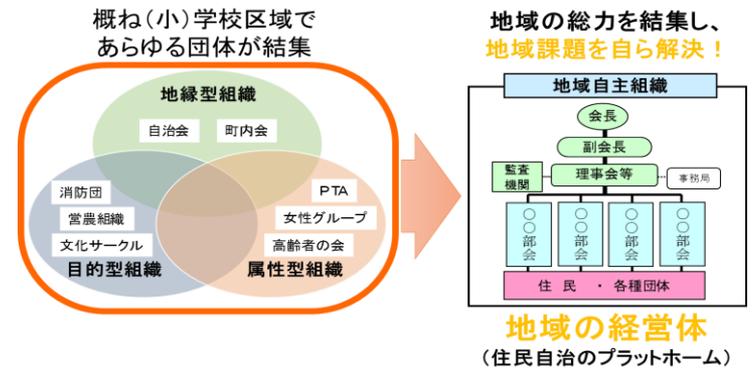


- ✓ 地域リーダーのみならず、組織の事務局職員の確保・育成をサポート

島根県雲南市

- 平成16年11月に6町村が合併し、雲南市が誕生。合併を契機として、協働のまちづくりが本格化。平成16年の新市建設計画において、集落機能を補完する新たな自治組織として地域自主組織を位置づけ。概ね小学校区ごとの各地域で住民発意による地域自主組織が順次発足し、雲南市内全域で活動。
- 地域自主組織の取組を「大人チャレンジ」、後継者となる若者の取組を「若者チャレンジ」、若者の後継者づくりを「子どもチャレンジ」とし、チャレンジの連鎖でひとが育ち、仕事が生まれ、持続可能なまちづくりに取り組むことで、郷土への誇り・愛着を醸成。

- 市は地域自主組織を対等なパートナーとして位置づけ、積極的に支援
- 地域住民で地域課題に取り組むための一括交付金による財政支援
- 地域づくり担当者を配置し、人的支援を実施
- 地域と市が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う地域円卓会議の開催や地域同士の取組発表会を開催し、情報交換の場を創出



地域の盛り上げのための祭りなどのイベント型から
住民自らが考え行動する地域課題解決型へ

高知県

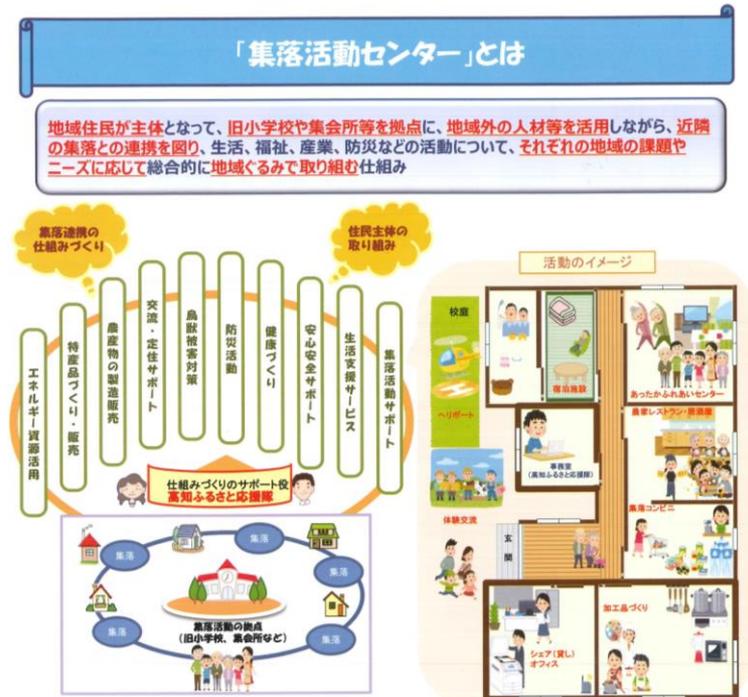
- 産業振興計画の「一次産業を中心とした産業成長戦略」を第一層、「地域資源を生かした地域アクションプラン」を第二層とし、こうした取組が届きにくい小規模な集落などを対象とした「集落活動センターを核とした集落の維持・再生の仕組みづくり」を第三層とした、三層構造での政策群で、中山間地域の持続的な発展を目指す。
- 集落活動センターや住民活動のさらなる掘り起こしに向けた財政支援、アドバイザーの派遣や地域支援企画員の配置による人材支援、集落活動センターの取組の普及に向けた情報支援を実施。

県対策本部等の体制整備

- 高知県中山間総合対策本部(本部長:知事)を立ち上げ、全県的に中山間対策に取り組む体制を構築。県の重要施策である中山間対策に取り組む体制を明確にするため、平成29年4月に「中山間振興・交通部」を設置

集落活動センター支援チームによる支援

- 地域支援企画員や市町村が連携した市町村別支援チームを編成し、全県を挙げて、集落活動センターの円滑な立ち上げや活動の充実・強化などの支援を展開



県全体の活性化に向け、産業振興と連動した中山間地域振興を全県で実施

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2024年度までに全国で、
・「小さな拠点」を1,800箇所(2019年度 1,181箇所) 形成
・うち、地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度 86%)とすることを目指す。

情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成
など

人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
など

財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

- 【主な予算措置】(令和2度予算)
- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
特定地域づくり事業推進交付金(5億円)
 - ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
 - ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成
推進事業(0.6億円)
 - ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

【主な地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用等に対する地方交付税措置
- ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合い等に要する経費に対して特別交付税を措置

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

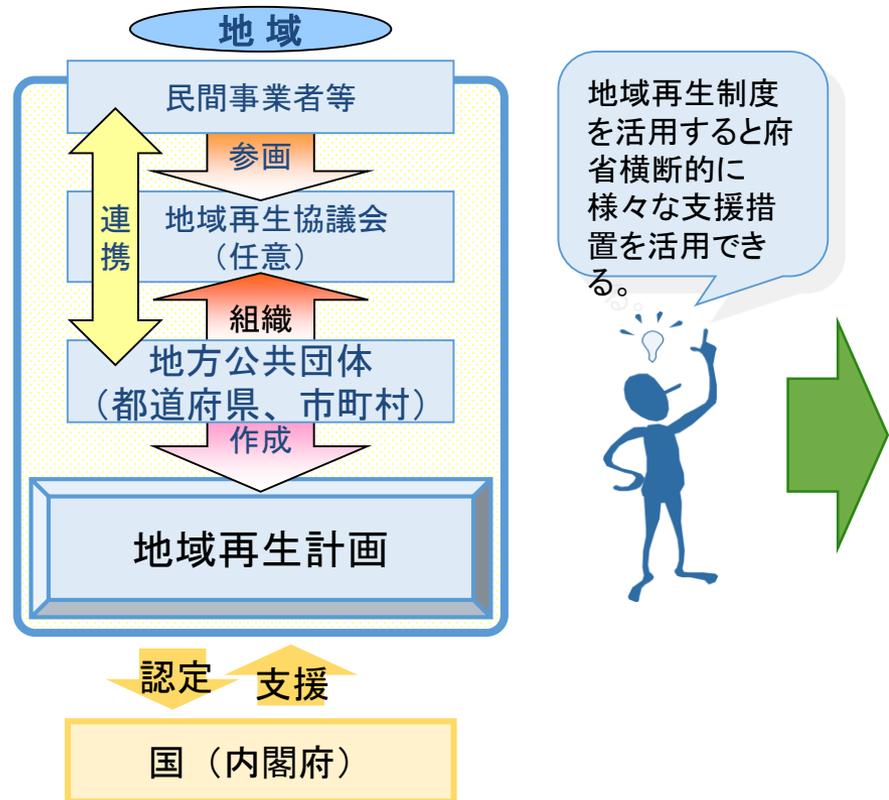
地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

①国から地方公共団体への交付金による支援
地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に

②土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例
集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成（都道府県知事同意）により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に

③ふるさと会社への投資を応援する税制
地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除（小さな拠点税制）

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

①地方創生推進交付金の活用

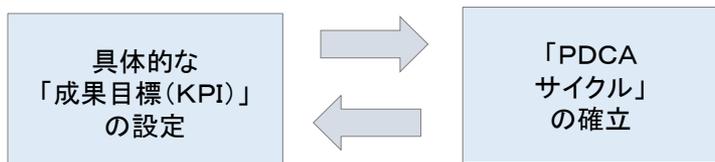
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和2年度予算額 1,000億円（令和元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

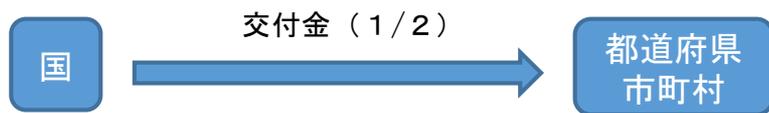
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

②地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農転除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

○市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定

- ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
- ・就業機会を創出する施設（地場製品の加工・販売所、観光案内所等）

➤ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導

➤ 農地転用許可・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

○市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定

➤ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施

➤ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

○市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け

➤ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に

③ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、一定額を総所得税から控除する特例措置

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）



株式会社長谷（兵庫県神河町）



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）



株式会社大宮産業（高知県四万十市）



寄附金控除の対象

「対象企業への出資額－2,000円」をその年の総所得額から控除

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- ・村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- ・その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- ・平成30年3月(203名から8,980千円の出資)、平成30年8月(44名から7,110千円の出資)の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。



効果

- ・ 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・ 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・ 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン者の障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律〈令和2年6月4日施行〉

人口急減地域



特定地域づくり事業
組合員の事業に従事

出資
賦課金負担

料金

給与支給
所得の安定
社会保障の確保

地域づくり人材

特定地域づくり事業協同組合
= 地域づくり人材のベースキャンプ

地域内の若者等

地域外の若者等

都道府県

市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国交付金
 - ※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- 国交付金の対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
 - 事務局運営費 600万円/年

○令和2年度国予算 5億円
 <1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2
利用料金収入1,200万円

1/2
市町村助成1,200万円
うち、国交付金600万円
市町村負担分600万円
うち、特別交付税措置
300万円

認定

財政支援

具体的な取組 「小さな拠点」づくり事例集 ～取組概要と形成プロセス～

各地域が時間をかけて発展させてきた「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成プロセスについて、より一層の理解を深められるよう、各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとして整理。



平成31年3月 発行

【掲載事例：20地区】

店っこくちない(岩手県北上市)、ひっぼのお店 ふでいち(宮城県丸森町)、吉島地区交流センター(山形県川西町)、瀬替えの郷せんだ(新潟県十日町市)、南信州とよおかマルシェ(長野県豊丘村)、くんま水車の里(静岡県浜松市)、コミュニティきさとみんなの店(三重県松阪市)、奥永源寺溪流の里(滋賀県東近江市)、ムラの駅 たなせん(京都府南丹市)、村営ふれあいマーケット長谷店(兵庫県神戸市)、川上村ふれあいセンター(奈良県川上村)、東西町コミュニティセンター(鳥取県南部町)、はたマーケット(島根県雲南市)、あば商店(岡山県津山市)、きらめき広場哲西(岡山県新見市)、川西郷の駅いつわの里(広島県三次市)、ほほえみの郷トイ(山口県山口市)、農村交流施設森の巣箱(高知県津野町)、集落活動センター(高知県梶原町)、宇佐市地域交流ステーション(大分県宇佐市)

見開き2ページ構成

1ページ目：事例の概要

事例No.01 <岩手県北上市内町>「店っこくちない」

〇日用品や食料品を販売する店舗の開設によって、買い物目的とした市中心部への移動距離のニーズが高まったことから、「NPO法人くちない」を設立して自家所有店舗寄贈事業を開始。その後、店舗を拡大させ、特産品の販売・販売などによって収益性を高めながら持続的運営。
〇店舗は徒歩15分の距離にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設けたり、農家の必要書類の作成支援を行ったりすることで、多様な地域住民が店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

地域状況	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 人口1,510人、493世帯 高齢化率44.9% (H30) 北上市の中心から約10km離れた市の東部に広がる山あいの地区 市中心部まで距離(又は徒歩)があるが、平日のみ車で4分 H19にJAの支店と店舗が開設し、買い物目的とした市中心部への移動距離のニーズが高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 自家所有店舗寄贈事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 〇倉庫ドライバー11人で、自家所有店舗寄贈事業を開始。 〇公共交通および徒歩圏内(自宅～バス停等) 〇店舗のリースや自家所有店舗寄贈事業を待つ間に、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを確保。 日用品販売店舗「店っこくちない」の運営 <ul style="list-style-type: none"> 〇JA敷地、地域住民で日用品・食料品販売店舗を運営し、農産物やその他の産品を販売し、生活上の不便さを解消。 〇店舗のリースや自家所有店舗寄贈事業を待つ間に、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを確保。
市の地域コミュニティ取組	運営体制
<ul style="list-style-type: none"> H12から本格的に地域コミュニティ取組に着手 〇組合員に対して地域住民との協議の下で「地区計画」を定めてH18から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営管理委員と交付金の交付を開始(当時地区では、54店舗に設立された市内自治協議会が地域づくり組織に参画) 	<ul style="list-style-type: none"> 北上市 運営支援 北上市 地域交流センターの施設管理費 各種イベントの開催 地域住民 NPO法人くちない 設立 NPO法人くちない NPO-NETサポート など
特産品の製造・販売	正社員採用体制
<ul style="list-style-type: none"> 〇地域の特産品「しょうゆ」を用いた「ごしょろっこく」を開発・販売。 〇市のふるさと納付施設内に「ごしょろっこく」が設置され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。 	<ul style="list-style-type: none"> 山形県生乳生産者協会の(株)生乳(株)の正社員採用体制 〇公民館によるまちなか再生事業に関する調査研究事業(関係者、H26) 〇暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかわるモデル事業(関係者、H26)

2ページ目：形成プロセス

市内自治協議会【S40級〜】

- 区(自治会)による活動とは別に、協議会で生涯学習活動やイベント、ガイドマップの作成等を実施。

きっかけ

- H19にJAの支店と店舗が開設。
- 買い物のために、市中心部への移動距離のニーズが高まる。

地区内の交通手段を確保

- 〇NPO法人くちないの設立・自家所有店舗寄贈事業を開始。
- 〇公共交通および徒歩圏内(自宅～バス停等)
- 〇店舗のリースや自家所有店舗寄贈事業を待つ間に、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを確保。

自家所有店舗寄贈事業の開始【H21〜】

- 新設可能なことからNPO法人くちないを設立し、自家所有による有償借入を開始。
- 〇公共交通および徒歩圏内(自宅～バス停等)
- 〇店舗のリースや自家所有店舗寄贈事業を待つ間に、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを確保。

北上市が「ごしょろっこく」をふるさと納付施設に設置。

- 〇市のふるさと納付施設内に「ごしょろっこく」が設置され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。

市内自治協議会が「地域づくり組織」に参画。

- H12から本格的に地域コミュニティ取組に着手
- 〇組合員に対して地域住民との協議の下で「地区計画」を定めてH18から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営管理委員と交付金の交付を開始(当時地区では、54店舗に設立された市内自治協議会が地域づくり組織に参画)

多様な住民の店舗に参画し、市民参加を促す。

- 〇暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかわるモデル事業(関係者、H26)

今後の展望

- 引き続き、市内自治協議会と役割分担しながら、地域課題の解決に取り組む。
- 特に、高齢者の生活支援として、買い物支援やコミュニティ支援、子育ての支援など、多様なニーズに対応。

収益事業の展開【H24〜】

- 〇自家所有店舗の確保に向けて、特産品を使った「ごしょろっこく」などを展開し、店舗内やインターネットで販売。
- 〇農産物や加工品の販売や地域の観光振興を支援し、店舗内の事務室で相談に対応。

店舗の運営【H23〜】

- 〇JAの協力を得た企業から店舗を借りて店舗の運営を開始。
- 〇店舗の奥にNPO法人の事務所を設け、住民との交流しながら持続的に運営。

協議の運営

- 〇協議の運営：日用品・食料品の販売
- 〇交流スペース：買い物や店舗内/バス等を持つ交流スペースを確保。

自家所有店舗寄贈事業、店舗運営ともに収益化し、持続的な運営が実現。

「小さな拠点」づくり ～PR動画～

「小さな拠点」づくりを紹介する動画を作成しました。

※いずれも90秒と短時間にまとめておりますのでぜひ一度ご覧ください。



「小さな拠点」づくり ～拠点交流編～

生活サービス機能が集約された
「拠点」づくりのメリットについて、
・きらめき広場哲西（岡山県新見市）
・あいの里まつばら（高知県梶原町）
を紹介。



<https://youtu.be/fPFcny-slno>



「小さな拠点」づくり ～地域運営組織編～

住民自らが生活サービスを支える
「地域運営組織」の取組について、
・さとのみせ（高知県土佐町）
・躍動と安らぎの里づくり鍋山、
（株）コミケア（島根県雲南市）
を紹介。



<https://youtu.be/vFQXKSs8Gts>

「小さな拠点」づくり ブロック別会議

令和元年度は、全国5ブロックで、それぞれテーマを定めて開催

○小さな拠点×福祉@広島

○小さな拠点×地域交通@仙台

○小さな拠点×郵便局@福井

○小さな拠点×生活協同組合@札幌

○小さな拠点×JA@大分

※大分会場は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止



「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（平成30年度）

平成31年1月29日、AP浜松町において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。

フォーラムでは、約230名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取組の紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



【主催】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 / 内閣府地方創生推進事務局
 【共催】総務省 / 農林水産省 / 国土交通省 【後援】全国市長会 / 全国町村会

平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者(自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等)の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

■ 全国フォーラム 開催概要

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です

開 催 地：AP浜松町 地下1階

開催時間：平成31年1月29日(火) 13:00～17:00(受付12:30～)

定 員：300名程度(先着順)

参加費：無料

**参加
無料**

■ プログラム

時 間	内 容
13:00～14:20	◆第一部 全体セッション 主催者挨拶 基調講演「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を変えよう～」 前高知県橋原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク「つますきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩(移動)
14:35～16:15	◆第二部 分科会 ※分科会は各部屋に分かれておこないます(詳細は裏面参照)
16:15～16:25	休憩(移動)
16:25～17:00	◆第三部 総括セッション 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（連携推進）（平成30年度）

平成31年3月16日、大手町サンケイプラザにおいて全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校～文化祭～」を開催。

郵便局、JA、福祉、公民館など地域で活動する多様な組織による発表や参加者間の交流、ブース展示などを実施。



平成30年度「小さな拠点」づくり連携推進フォーラム

地方創生・小さな拠点学校 ～文化祭～

2019年3月16日(土)

13:00～17:00 (受付12:30～)

@大手町サンケイプラザ



主催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

基調講演・コーディネーター：

島根大学 作野 広和 教授

発表団体：

日本郵便(株)、全国農業協同組合中央会(JA全中)、(公財)さわやか福祉財団、全国公民館振興市町村連盟、おきたまネットワークセンター【中間支援組織】、小規模多機能自治推進ネットワーク会議【地方公共団体】、躍動と安らぎの里づくり鍋山【地域運営組織】

ブース出展団体：

一般財団法人 地域活性化センター、一般財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)、日本財団 CANPAN、日本政策金融公庫、わたしのマチオモイ帖 制作委員会、特別区長会、内閣府地方分権改革推進室

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（令和元年度）

令和元年度については、令和2年3月16・17日の2日間、TKPガーデンシティ渋谷において全国フォーラム「地方創生 小さな拠点学校」の開催を計画。

※ただし、開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。なお、掲載可能な資料についてはHPに掲載。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/r020316forum.html>

令和元年度「小さな拠点」づくり全国フォーラム

2020年2月25日版

『地方創生 小さな拠点学校』

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

「小さな拠点」づくりを進める上では地域住民の主体的な活動が重要ですが、特に人口減少等が厳しい地域においては担い手不足が大きな課題となっていることから、地方公共団体や地域住民のみならず、地域に根差した多様な組織と連携・協働していくことも重要と考えます。

今年度は、多様な組織と地域との連携・協働をテーマに、2日間にわたって『地方創生 小さな拠点学校』を開催いたします。関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

日 時：1日目 令和2年3月16日（月）13:30～17:30（受付：13:00～）

2日目 3月17日（火）9:30～12:30（受付：9:00～）

会 場：TKP ガーデンシティ渋谷 4階

東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル（渋谷ヒカリエ南東隣）

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民、郵便局・JA・社会福祉・地域交通・生活協同組合の関係者、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方など、どなたでも参加いただけます。

定 員：300名（先着順）

参加費：無料 ※事前申込制

プログラム

■第1日目：「地方創生 小さな拠点学校」

時間割	内容
13:30～13:40	開会・あいさつ
全校集会 13:40～15:25	■基調講演 ・前高知県梶原町長 矢野富夫先生 『梶原町の6つの小さな拠点の生きている仕組みづくり』 ・（一社）筆甫地区振興連絡協議会（宮城県丸森町） 吉澤武志先生 『災害時に発揮された地域力から考える地域運営組織の可能性』 ■セッショントーク コーディネーター：明治大学 小田切徳美先生 『もう一度問う、なぜ「小さな拠点か」』 ・分科会講師
授業・演習 15:40～17:30	■分科会 ・1組 明治大学 小田切徳美先生 『小さな拠点をどうつくるか－段階性と多様性；梶原町から学ぶ－』 ・2組 島根大学 作野広和先生 『多様な主体の参画による小さな拠点の構築』 ・3組（特非）都岐沙羅パートナーズセンター 斎藤主税先生 『住民の主体性を育む「ワガコト化」のコツ』 ・4組（一財）明石コミュニティ創造協会 柏木登起先生 『多様な主体と協働でつくる地域運営組織の形成・運営方法』 ・5組（一社）筆甫地区振興連絡協議会（宮城県丸森町） 吉澤武志先生 『どうつくる？多様な個人・団体を巻き込む地域運営組織』 ※お申込時に、参加を希望する分科会を第3希望まで選択いただけます。先着順で受け付け、第2、第3希望となる場合には、ご連絡させていただきます。
放課後 17:30～18:00	参加者同士の交流（自由参加）

■第2日目：「地方創生 小さな拠点学校」～文化祭～

時間割	内容
9:30～9:40	開会・あいさつ
9:40～10:10	■講演 ・島根大学 作野広和先生 『みんなでつくる小さな拠点と地域運営組織』 ・わたしのマチオモイ帖制作委員会 山本あつし先生
10:10～11:10	■ブース展示・発表
11:10～12:25	■セッショントーク コーディネーター：島根大学 作野広和先生 ・日本郵便(株) ・全国農業協同組合中央会（JA 全中） ・（公財）さわやか福祉財団 ・（一社）日本カーシェアリング協会 ・日本生活協同組合連合会
12:25～12:30	閉会・あいさつ

※プログラムは変更になる可能性がありますことをご了承ください。

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 【平成28年度】 | 【平成29年度】 | 【平成30年度】 |
| ✓ 福岡県
✓ 秋田県
✓ 大分県 | ✓ 徳島県
✓ 香川県
✓ 京都府 | ✓ 4月14日 福井県
✓ 9月11日 熊本県
✓ 9月25日 青森県 |
| | | ✓ 8月17日 岡山県
✓ 12月18日 熊本県 |

令和2年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

小さな拠点情報サイトについて（平成29年5月開設）



URL https://www.cao.go.jp/regional_management/



サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、
内閣府地方創生推進事務局まで

概要

- **小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能**
 - **小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能**
 - **地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能**
 - **FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能**
- 上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。
中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

- 1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について**
小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組**
全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
- 3. 地域運営組織の法人化**
地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
- 4. 事例集・手引集**
全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
- 5. FAQ、リンク**
小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集